

生駒市市民自治検討委員会第3回調査部会会議録

<事務局>

時間が参りましたので、ただ今から生駒市市民自治検討委員会第3回調査部会を開会させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の次第に基づき進めさせていただきたいと存じます。部会長よろしくお願いたします。

<部会長>

それでは、一つ目の職員政策から始めたいと思います。

(1) 職員政策

<事務局> 検討資料読み上げ

第1回の調査部会で、「執行機関・職員の責務について」の項目がありましたが、その中(今回の部会の資料)にアンダーラインしている「市の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければならない」として、「職員の責務」という項目で分けてあげさせていただきました。

<事務局>

前は「市の職員は」ということで、職員自らが自己研鑽しなければならないという規定でありましたが、小笹委員から市としても職員が自己研鑽できるような体制、あるいは積極的な態度を明文化する必要があるのではないかということで、今回、市としての研修体制の確立などを入れさせていただきました。

<部会長>

特にご意見はございますでしょうか。

かえって1つの文章にまとめたら分かりにくくなったような感じがします。

<事務局>

(5)の職員の責務、服務についてご意見を頂いているのですが、根本基準の前に基本条例の趣旨に即してという文言を入れたらどうかということだと思いますが、服務の根本基準については地方公務員法第30条で謳っておりますので、基本条例に即してというのはそぐ

わないということで分けさせていただいた条文にしています。

< 部会長 >

元の文章のほうの方が分かりやすいと思いますので、これによろしいでしょうか。

次お願いします。

(2) 危機管理

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

現在の生駒市の危機管理体制はどうなっているのでしょうか。

< 事務局 >

ここで言っている危機管理とは震災のことだと思いますが、台風等については災害警戒体制、災害対策本部体制が設置されます。例えば、台風が近づいているとなると、土木課職員、建設部職員、各部の庶務担当が待機して備えるという体制をとらせていただいております。これは生駒市の防災計画に基づいてやっています。警報が発令されたときは担当に待機するように指示がなされ、何か起こったときにすぐに対応できる体制はとっています。地震については自治会、各種団体が参加して訓練を行っていましたが、今年は専門の講師に来ていただいて図上訓練を行いました。

また、地震に対する計画等、防災計画を持っていまして、庁内組織はそれぞれの災害対策本部でそれぞれに組織を踏まえていただいておりますので、それぞれの役割に基づいて参集したり、対策本部が設置されればそれに基づいて災害対策にあたります。職員は震度4で自動参集となりますし、どういう震度で、どういう影響があったかによって自動参集したりとかは計画としてあります。防災会議の中では、市内の各種機関・団体との連携も図っていくという形も採らせていただいております。危機管理という部分では、地震・風水害以外の危機管理にどう対応するかが今後の課題です。

昨年からは自治会でも自主防災組織を立ち上げたりされていますが、市としても器具を補助したり、それを収納するプレハブ倉庫の補助をしたりと、促進はさせていただいておりますが、危機管理の面は薄い面もございますので、徐々にですが立ち上げていただいている状況です。

< 部会長 >

ハザードマップはどうでしょうか。

< 事務局 >

今年に策定予定です。

< 李委員 >

日本語を理解できない外国人の対応はどうなっているのでしょうか。

< 島岡委員 >

防災体制の見直し、準備体制を検討していく防災のアクションプランが今後立ち上がっていきますが、その中で外国人の方の災害時の連絡体制等も検討案件として挙げていきたいと思います。

< 事務局 >

要介護者、障がい者の方とかは民生委員も把握はしているのですが、個人情報等の問題でそれを自治会長とかは情報を共有ができません。何か大きなことが起こったときにはよいということになりますが、それでは遅いです。民生委員も自治会長もその辺を苦慮しておられます。行政側もある程度情報は得ていますが、それを公表できません。

< 部会長 >

それについては情報共有についての条例をつくっておけば良いと思います。個人情報保護でつまずいたままでは困りますから。

後、何かございますでしょうか。なければ次に進みます。

(3) 財務総則

< 事務局 > 検討資料読み上げ

事前に送付させていただいた資料では、例示の内容と伊賀市の52条にて 市は、自主課税制度導入など、市民負担のあり方や市有財産の活用等を検討し、国及び県に対して税源の移譲を求めるなど、市の自立した財政基盤の強化に努めなければならない、という項目も入れさせていただいていましたが、伊賀市に確認させていただいたところ、自主課税制度は取

り入れていないということでした。当市でも想定できないという判断をさせていただいて、割愛させていただきました。

< 部会長 >

何かご意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは次お願いします。

(4) 予算編成・執行・決算

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

何かご意見はございますでしょうか。

< 前谷委員 >

前項目の財務総則では行政評価という文言が入っていますが、予算編成のところでは入っていないので良いのでしょうか。

< 部会長 >

行政評価と予算編成と連動しているかどうかですね。生駒市の状況はどうでしょうか。

< 事務局 >

行政評価は今のところ事前の分にして、事後ではやっておりません。それを実施計画でやっています、各部年度毎に策定しまして、それでやる事業を決めまして、その上で予算編成をやっています。実施計画の中で行政評価をしている状況です。

< 部会長 >

よくあるのは、評価は評価、予算は予算とやっているのが多いです。予算は評価とは別に予算化される場合がありますし、その辺で総合計画がグチャグチャになる例がありますが、どうでしょうか。

<事務局>

実施計画の策定が前年の秋ということで、予算編成は最終は2月ですので、その間の情勢の変化、国の事情の変化によってかなり変わってくることは毎年のことです。

<部会長>

最近では頑張る地域応援プロジェクト、生駒市も応募しましたか。

<事務局>

応募して、皆採択されました。応募しないとお金がもらえないです。

<部会長>

私はそれについては疑問に思っています。国に振り回されることはないと思います。結局総合計画が変わることになりますから。評価システムがないと、総合計画を作ったけど総合計画が棚上げになって、実際には各年度の予算で動いていることになるので、その辺がポイントになると思います。そういう意味で評価と予算をくっつけておくのは必要だと思います。くどいですが、行政評価を入れたほうがいいのかもしいかなですね。

<事務局>

ご指摘いただきましたように、基本構想案の中の、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画及び行政評価を踏まえて行い、というように行政評価を入れさせていただきたいと思っています。

<部会長>

そのほうがいいと思います。あと、事例では無いですが予算の編成過程の公開はどうなのでしょうか。

<事務局>

実施計画で事業を決めると申し上げましたが、12月くらいに公表をさせていただいております。その上で、今年度から予算の編成時点におきまして、各課の要求から財政課、市長まで、その金額がどう変わっていったかについて公表を行う予定でございます。

<部会長>

いつの時点からでしょうか。

<事務局>

予算編成方針は10月からです。予算のほうは実施計画の公表が終わった後、要求は11月末ですが、各課から遅れることもありますので、12月初旬に一度させていただいて、それから1月、2月の過程で順次、財政課査定、企画財政部長査定、市長査定がございますけど、その過程が終わり次第公表させていただくこととなります。

<小笹委員>

今の関連で、ニセコ町では予算の編成過程が明らかになるようにという文言が入っていますが、それも規定として入れておいたほうがいいのではないかと思います。実施計画が公表されてパブリックコメントをしたということですが、実際にその数は少なかったという結果に終わったのは市民に周知されていないのが一つあると思いますので、基本構想・条例に規定として入れておく必要があるのではないかと思います。

<事務局>

市民が予算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならないことを入れておりますので、その前に予算に編成過程を含めという文言を入れさせていただいたらどうかと思いますがいかがでしょうか。

<部会長>

結構だと思います。あと、分かりやすい情報の分かりやすいとは内容的には何かありますか。

<事務局>

今までは予算書で数字的なものは出していました。予算の概要につきましても文字と数字の羅列でしたが、18年度予算から市民の方にもご理解いただけるような形で、こんな事業をやります、生駒市の財政状況はこんな感じですよというような冊子を作りまして、わかりやすい形をとらせていただいております。

<部会長>

評判はどうでしょうか。

<李委員>

こういう形で予算が使われているということがよく分かるので、良いと思います。

< 部会長 >

わかりました。そしたら、基本構想案の修正をお願いしたいと思います。
それでは次お願いします。

(5) 財産管理

< 事務局 > 検討資料読み上げ

事前に送付させていただいた資料では、ニセコ町とか伊賀市にあるような財産の管理計画を定めるという規定を入れておりましたが、ニセコ町や伊賀市に確認させていただいたところ、そういう計画は策定されていないということで、全国的にも策定されている事例が見当たらないものですから、資料の下線部に変えさせていただきました。

< 部会長 >

篠山市の第9条2項は具体的に2分の1以上を出資する法人の財政状況とか書いていますが、財産の管理でなく財産の範囲ですよ。生駒市の場合は問題となっていますが。

< 事務局 >

2分の1以上出資している法人につきましては、議会には予算・決算についてはお伝えしていますが、わかりやすい形ではないと思いますので、それを市民にわかりやすいように市のほうから発表していったらという主旨だと思います。

< 部会長 >

財産とは行政財産のことですか。普通財産は入りますか。

< 事務局 >

入ります。

< 部会長 >

普通財産は管理が分からなくなるという問題もありますし、基本構想でどこまで言うかにもよりますけど。管理計画についても普通財産の管理計画はどうするのでしょうか。だから総合計画の議論とも絡んできますね。市の資産、使えるものがどのくらいあるかを踏まえた上で総合計画を実施していく場合、その活用していくとかあっていいかもしれないですね。

<事務局>

未利用地の有効活用については検討委員会で話を進めていますが、全国的に第3セクターに出資して破綻している場合がありますので、篠山市はそういった意味での公表を言っているのではないかと思います。

<部会長>

それと出資法人の関係と財産の種類による管理の仕方とですね。

<入口委員>

生駒市は3セク(第3セクター)はあるのでしょうか。

<事務局>

民間を巻き込んだ大きなものは無いですが、解散しました生駒市都市開発がありました。他ではシルバー人材センターとか公的団体が持っているものです。

<部会長>

土地開発公社の土地の情報は公開されているのですか。

<事務局>

議会には毎年報告させていただいております。

<事務局>

会社のあり方については内部調査委員会で検討を進めているところです。

<部会長>

あと、教育委員会の財産もありますね。縦割りになっている場合があって、市全体としてどういうふうに、例えば小学校の跡地とか。

<事務局>

それは市で一緒に考えさせていただいております。

<部会長>

財産の管理計画を削ってしまいましたが、それを作っていく方向で議論を進めても良いか

もしれませんね。

< 入口委員 >

財産とは道路とか公園も含めていますよね。当然管理計画みたいなものはあってもいいのかなと思いますけど。

< 部会長 >

作っていないのであれば生駒方式でチャレンジしてみたらどうかなと感じますけど。

< 事務局 >

財産とは種類がありまして、地方公共団体でしたら、土地・建物・出資・基金・物品・債権などたくさんありますので、全部を計画として入れるのが良いのかどうか。絞っていただいたほうが良いと思います。

< 事務局 >

行政財産として、例えば学校の施設、現に活用しているものの財産を他に転用するわけにはいかないですし、学校が廃校となってどう活用するかというのはあるかもしれませんが、行政財産として現に活用している道路とか学校施設とかの管理計画を立てるのは難しいです。

< 入口委員 >

学校を建てたら40年から50年は建て替えしないですから、管理計画と費用はリンクして出てくるとは思います。

< 事務局 >

例えば学校の教育施設であれば、学校施設の設置計画がありまして、行政財産についてはそれぞれの分野でそれぞれの計画を持っています。それを他の分野にとりますと、例えば教育施設が廃校となれば行政財産が普通財産になりますので、財産管理担当課が管轄するようになって、どう活用するかというところにかかってきます。行政財産として現に使用している場合は管理計画は定めにくいと思います。

< 部会長 >

でも、バランスシートを作られていますよね。その場合の資産はどのくらいでしょうか。

< 事務局 >

本来であれば今の時価でいくべきものですが、非常に膨大でして、全国共通で総務省から作るように言われていまして、取得原価主義でやっております。その上で建物については減価償却でやっています。

< 部会長 >

バランスシートを作っても意見が出てこないの、バランスシートになっていないですよ。総務省もとりあえず作ったという話で、見ても分からないですよ。管理計画を作って、その中で位置づけていかないと分類もできないかなと思います。

こういう議論があったということで、基本構想案はこれでよろしいでしょうか。

それでは次お願いします。

(6) 評価実施・評価方法検討

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

何かご意見はございますでしょうか。

< 田中委員 >

基本構想案に、市は、評価に当たっては、常に最善の方法で行うよう改善に努めなければならないことを規定する。とありますが、常に最善の方法というのが漠然としてイメージがわからないのでどう理解したらいいのでしょうか。

< 部会長 >

ここでいう行政評価は自己評価ですか。

<事務局>

事務事業の見直しをしているのですが、18年度は内部でさせていただいて、今年度は市民参加の委員も含めた行政改革検討委員会の部会の中で事務事業の見直しということで、全体の見直しについて評価をさせていただいて、その上で改善するのか、廃止するのか、継続するかについて議論をいただいております。

<部会長>

対象となっている事業数はどのくらいですか。

<事務局>

200位です。

<部会長>

生駒市の事業数はどのくらいですか。

<事務局>

倍位です。

<部会長>

1300から1400はないですか。

<事務局>

その中で、人件費、事務系なもの、政策的なものについては除きましたので200位です。

補助金は違う部会で議論いただいておりますので除いております。

< 部会長 >

事務事業の棚卸しはまだしていないのですか。

< 事務局 >

それを今させていただきます。

< 小笹委員 >

今やっている行政改革検討委員会は時限的なものですね。ここで謳っているものは常設的なものを念頭にしていると思うので、基本構想で具体的に例示する必要はないですけど、もう少しイメージを持たすような形にしたらいいと思います。

< 入口委員 >

参考までにどうやって事業の評価をしているのでしょうか。

< 事務局 >

内部で項目ごとに評価して、それを委員に見ていただいて、その事業を廃止するのか、民間に任せるのか、改善するのか、そのままいくのかについて議論いただきます。その上で、分かりにくい部分があれば担当課で説明していきます。

< 入口委員 >

評価項目も色々あると思いますが、経常的な資料も全部出して評価しているのですか。

< 事務局 >

基本は予算額を基本に、それから段階的に人数、また数量があるものについては数量の変化を見ていきます。

< 部会長 >

市民委員も入って委員会という形なのですね。その点は非常に重要だと思いますので、多摩市の26条2項に、市民は、市の執行機関が行っている政策及び事業に対し評価することができます、とあります。また篠山市の22条2項には、市長は、市の将来や市民生活に係る重要なまちづくりの施策について、市民参画による評価を行い、と書いていますが、生駒市はそれをやっているわけですね。それをもっと基本構想案に入れたらいいと思います。つまり行政評価は自己評価が多いわけですね。自己評価をしていくと大体OKを出すので、市民の評価というのが基本となってくると思います。要するに顧客満足度みたいな言い方をしますが、市民にとって有効かどうかは市民が評価するんですね。そういう仕組みがどんどん入ってきていると思います。市民参画による評価システムを入れていったほうがいいと思います。そういう点では評価についても、市民の意識調査とかは毎年したほうがいいと思います。北九州市は都市研究機構という財団がありますが、10年以上意識調査を同じ質問でしています。今年の北九州市の市政で良かったことと今後力を入れてもらいたいこと、2つの領域でやっています。評価と何してもらいたいかと2つをやると、政策の優先度が出てきます。そういう点で継続的な評価システムがあったらいいと思います。

< 事務局 >

アンケート調査による評価もありますし、市民、学識の方にも集まっていたいて評価してもらおうのもありますし、色々あると思います。

< 部会長 >

市民参画による評価を行うなど入れたらどうでしょう。

< 小笹委員 >

最善の方法というのが漠然としてよく分からないので、市民参画による評価をするとも

に、常に改良していくというかがいいのかなとは思いますが。

< 部会長 >

常により良い方法で改良していくというのがリアルでいいですかね。

そしたら、ここはそれを反映する形でお願いしたいと思います。

< 事務局 >

それでは、市は、評価に当たっては、市民参画による評価など、常により良い方法で行うよう改善に努めなければならないことを規定する。ということでよろしいでしょうか。

< 部会長 >

そうですね、それでいいと思います。

それでは次お願いします。

(7) 外部監査

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

ご意見あればお願いいたします。

< 小笹委員 >

伊賀市と名張市は監査を実施するとなっていて、例示では実施することができるとなっていて、篠山市と同じ形となっていますが、その理由はあるのでしょうか。

<事務局>

現在生駒市では、地方自治法上では監査委員を2名置くこととなっております、議会から1名、公認会計士1名の2名でしたが、さらに今年の4月から弁護士にお願いして3名となっております。外部監査は民間等に監査をお願いすることと思いますが、そこまで明言するのがいいのかどうかを考え、また金額もかなりかかりますので、できるという表現にさせていただきました。

<部会長>

地方自治法上、外部監査しなければならないのは中核市以上ですね。あとはできる規定ですので、法的にはできる規定でいいと思います。伊賀市は踏み込んでいますね。

<田中委員>

実施するとしているのは少ないのですかね。

<部会長>

圧倒的に少ないと思います。

<事務局>

奈良県内では公認会計士を監査委員としているのは生駒市も含めて少数で、その上、弁護士を置いている市は無いと思います。普通は税理士とか、職員のOBとか、議会の方ですが、そういう形でいきますと、専門的なコスト等ができませんので、外に出すということを条例で規定されている市もあります。ただ、監査法人に委託しますので、1回500万とかなり高額になります。

< 部会長 >

そういう点では生駒市は公認会計士と弁護士とか、外部の方が入っています。地方自治法の規定ではそこまで要求されていませんので、内部監査に近い形となっているということがあって、外部監査法人を都道府県、政令指定都市に入れたと思います。外部監査の意味合いが、生駒市の監査委員の設置の仕方に入っているのではないかと思います。だから、基本構想案で言えば、必要に応じてという言葉を入れてもいいかも知れないですね。今度、新財政債権法で合計4つの指標で、債権早期是正措置をしなくてはならないときには、外部監査をしなければならないので、そういうふうにならなければいいのですが、制度的には外部監査を導入するというのは必要になるかもしれない。それは入れておいたほうがいいかもしれない。奈良市で清掃の整備局の仕事をしていますが、外部監査でやっています。必要に応じて。それが参考になります。そういう点で外部監査については、必要に応じてというのを入れておいたほうがいいと思います。生駒市の場合は制度的には第3者が入っているので十分ですが、必要に応じてやらなければならないかもしれない。

その他ございますでしょうか。なければ、今のとおりに修正していただけますでしょうか。

どうもありがとうございました。